

## 茨城県林業・木材産業改善資金の基本的事項

- 基金の名称  
茨城県林業・木材産業改善資金
  
- 基金の造成額（令和5年3月31日現在）  
造成総額 194,224千円  
【内訳】  
貸付勘定 191,675千円  
業務勘定 2,549千円
  
- 貸付勘定の国費相当額（令和5年3月31日現在）  
116,611千円
  
- 貸付残高（令和5年3月31日現在）  
35,968千円
  
- 基金事業等の概要  
林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づき、林業事業者等に対して、林産物の新たな生産方式の導入や林産物の新たな販売方式の導入、労働に係る安全衛生施設の導入、また新たな林業部門の経営の開始や新たな木材産業部門の経営の開始などを行うために必要な資金を県が貸し付けるもの。
  
- 申請方法  
貸付けを希望される方は、以下の書類を最寄りの県農林事務所 林業振興課または林業指導所へ提出してください。  
（提出書類）
  - ① 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第1号）
  - ② 林業・木材産業改善資金貸付申請書（規則様式第3号）
  - ③ 事業計画書（要領様式－1）及び添付書類（※）※添付書類  
住民票、印鑑登録証明書、市町村税や県税に未納がないことを証明する書類等が必要となります。詳細は最寄りの県農林事務所 林業振興課または林業指導所へお問い合わせください。  
各様式（①～③）は林政課ホームページからダウンロードできます。  
【URL】 <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shido/shido/18/0220/ringyo-kaizensikin.html>
  
- 申込期限  
随時受付中